



## 役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク（以下「この法人」という。）の役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員に対して適用する。

### (自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面（様式1）で申告するものとする。

2. 前項に規定する場合のほか、この法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限らない。）に関しても前項と同様とする。
3. 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

### (利益相反取引の申告)

第4条 役員は、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。また、その場合、理事会の承認を受けるに先立って、事前に事務局長に書面又は電磁的方法によりで申告するものとする。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその役員の債務を保証すること、及びその他役員以外の者との間における当法人とその役員との利益が相反する取引

### (定期申告)

第5条 役員は、毎年当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面（様式2）で申告するものとする。

### (申告後の対応)

第6条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認をした上、代表理事と協議し、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人と



の利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

（申告内容及び申告書面の管理）

第7条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局において管理するものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和5年5月1日から施行する。



## 別紙

- 1 この法人が行う助成事業等の申請団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「実行団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 2 この法人が行う助成事業等の申請団体又はその役員若しくはこれに準ずる者若しくは職員等（以下「助成事業等の申請団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、助成事業等の申請団体又は助成事業等の申請団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- 3 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 4 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- 5 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から供応接待を受けること。
- 6 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員をして、第三者に対し前2号から5号に掲げる行為をさせること。



様式1（第3条1項関係）

特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク 事務局長 殿

理 事

㊟

今般、私は、下記の団体の役員に就任又は業務に従事（兼職等）することになりましたので、申告します。

記

- 1 団体名
- 2 団体の業務の概要
- 2 役職名
- 3 就任年月日
- 4 任期満了予定日

